

## 小規模多機能型居宅介護 利用料金表

### ■ 別添 - 1

### 小規模多機能 いけぶくろ

#### 1. 基本料金

単位 円/月

要介護区分	単位数	利用者負担 (1割負担)	利用者負担 (2割負担)	利用者負担 (3割負担)
要介護1	10,423	11,570	23,139	34,709
要介護2	15,318	17,003	34,006	51,009
要介護3	22,283	24,735	49,469	74,203
要介護4	24,593	27,299	54,587	81,895
要介護5	27,117	30,100	60,200	90,300

#### 2. 各種加算

【1日単位で算定される加算】

単位 円/日

該当	加算項目	算定要件	利用者負担 (1割負担)	利用者負担 (2割負担)	利用者負担 (3割負担)
○	初期加算	入所した日から30日間を算定	34	67	100
	看取り連携体制加算	・医師の診断があること ・方針に基づき登録者の状態又は、家族の求めに応じ行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている ・看護職員配置加算(Ⅰ)を算定していること ・看護師との24時間連絡体制が確保されていること ・方針を定め利用開始の際に登録者又は家族に説明し同意を得ていること	71	142	213

【1ヶ月単位で算定される加算】

単位 円/月

該当	加算項目	算定要件	利用者負担 (1割負担)	利用者負担 (2割負担)	利用者負担 (3割負担)
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	介護支援専門員が理学療法士等から助言を受け、生活機能の向上を目的とした介護計画の作成を定期的に行うこと	111	222	333
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	医師等がリハビリテーションの一環として利用者宅を訪問し、生活機能アセスメントを実施し、介護支援専門員が介護計画書を作成の作成を行うこと	222	444	666
	若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに、個別の担当者を定めていること	888	1,776	2,664
	口腔・栄養スクリーニング加算	従業者が6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供していること	23	46	67
	サービス提供体制加算Ⅰ	①②のいずれか該当 ①介護福祉士が70%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上	833	1,665	2,498
	サービス提供体制加算Ⅱ	介護福祉士が50%以上配置	711	1,421	2,132
○	サービス提供体制加算Ⅲ	①②③のいずれか該当 ①介護福祉士40%以上配置 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の職員30%以上	389	777	1,166
	看護職員配置加算Ⅰ	常勤専従の看護師を1名以上配置	999	1,998	2,997
	看護職員配置加算Ⅱ	常勤専従の准看護師を1名以上配置	777	1,554	2,331
	看護職員配置加算Ⅲ	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置	533	1,066	1,599
○	認知症加算Ⅰ	日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当する方に算定	888	1,776	2,664
○	認知症加算Ⅱ	要介護度2で日常生活自立度Ⅱに該当する方に算定	555	1,110	1,665
○	科学的介護推進体制加算	①②の要件を満たす ①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって、上記情報その他サービスを適正かつ有効に提供する為に必要な情報を活用している	45	89	134
○	総合マネジメント体制強化加算	個別サービス計画について、環境の変化を踏まえ他職種協働により随時適切に見直しされている。 地域活動への参加の機会が確保されている。	1,110	2,220	3,330
	訪問体制強化加算	担当する常勤の従業員を2名以上配置、提供月の延べ訪問回数が200回以上	1,110	2,220	3,330

《裏面あり》

\* 基本的には1ヶ月ごとの包括費用(月額)ですが、月の途中で登録や終了した場合には、登録した期間に応じて日割りの料金をいただきます。登録日とは契約締結の日ではなく、サービスを実際に利用開始をした日、登録終了日とは、契約を終了した日です。

【介護職員処遇改善加算】

該当	項目	単位数（算定要件）
○	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に10.2%を乗じた単位数
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に7.4%を乗じた単位数
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に4.1%を乗じた単位数

【介護職員等特定処遇改善加算】

該当	項目	単位数（算定要件）
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に1.5%を乗じた単位数
○	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に1.2%を乗じた単位数

\* 地域区分は、1級地【1単位＝11.10円】になります。

\* 適用欄○で示す加算項目が対象となりますが、事業所の体制、及び利用者の状態など変更する場合があります

\* 月毎の包括費用のため、体調不良や状態の変化などにより、利用予定に変更が生じた場合でも料金の変更はあ

\* 初回登録利用、及び30日を越える入院後の利用再開の場合は、登録日から30日間の初期加算を算定いたしま

\* 認知症加算（Ⅰ）、又は（Ⅱ）については、医師の診断に基づく算定といたします。

\* 提供したサービスの合算額に対して、利用者負担分1割、2割、3割負担を算出しますので、端数処理に違いが出る場合があります。

3. その他の料金【別途実費負担分】

食事提供費	1日 1,490円 朝食 320円 昼食 530円 夕食 560円 おやつ 80円
宿泊費	1泊 2,000円 生活費1泊 50円
レクリエーション材料費	500～1,500円
日常生活費	実費精算
教養娯楽費 (外出・催し物など)	実費精算
学習療法費	実費精算 【希望する場合】
洗濯代/回	100円 【希望する場合】
紙おむつ代/枚	120円 【希望する場合】
リハビリパンツ/枚	100円 【希望する場合】
パット代/枚	30円 【希望する場合】
通院付添/30分	750円
通院送迎費/km	50円 【施設車輛使用の場合】

\* 前日の12時までにキャンセルのご連絡を頂けない場合には、キャンセル料が発生いたします。

\* 「泊り」予定に緊急で自宅に戻られた場合、20時以降の帰宅に関しては、宿泊費が発生します。

\* 公共機関を利用し通院などした場合の交通費は、付き添い職員分を含めて実費徴収になります。

2021年4月1日現在